

条例の運用状況の評価方法について(案)

1 評価方法の方向性と第 1 回会議での主な意見

評価方法の方向性

第 1 回会議(平成 23 年 1 月 28 日)で承認された内容

- ・資料 3「明石市市民参画条例の運用状況の評価方法について」のとおり。

第 1 回会議での主な意見

評価方法について、第 1 回会議で出された主な意見は、次のとおり。

- ・市民参画手続を実施した結果、有効に市民参画が行われているかを評価するためには、参加者数や意見数などの数だけではなく、市民の意見がどのくらい反映されたかということの評価すべきである。しかし、指標を決めるのは難しい。
- ・意見公募手続について結果の評価を行うには、提出された意見とそれに対する市の考え方を示してほしい。
- ・審議会等手続について、公募委員の選び方や公募しない理由の是非についても検証すべきである。
- ・すべての手法について詳細に個別の評価をするのは難しいため、全体を数で見る部分と特定のテーマについて掘り下げて見ていく部分の両方をすべきである。

2 今回の評価方法

全体の評価

資料 3 に記載された内容に基づき、市民参画手続の各手法について、数的評価を行う。

政策提案手続については、平成 23 年度に実績がないため、今回は評価対象としない。

特定の手法の詳細評価

意見公募手続について、掘り下げて検証し、有効に市民参画が行われているかどうかという質的評価を行う。

3 意見書の作成

表紙

総括的な評価(評価の視点の説明を含む。)

市民参画手続の各手法の評価(数的評価中心)

意見公募手続の詳細な評価(質的評価)

市民参画手続に関する意見(今後改善すべき事項や取り組むべき事項など)

委員名簿

4 審議スケジュール

	内 容
第 2 回会議 (6 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none">・ 評価方法について・ 平成 2 3 年度の運用状況に対する評価について
第 3 回会議 (7 月上旬 ~ 下旬)	<ul style="list-style-type: none">・ 意見書の内容について・ 市民参画手続に関する意見について (例 : 新たな市民参画手法など)